

2015. 11. 26 第22回口頭弁論期日後の記者会見要旨

福島第一原発の事故から4年半経ちました。まだまだ事故は収束していません。福島第一原発からは、未だに大量の放射性物質が環境に放出され続けています。帰りたくても帰れない人々が大勢います。そのような状況にあるにも関わらず、政府は、多くの国民の反対にもかかわらず、原発の再稼働を強行する姿勢を崩していません。政府は、原子力規制委員会が安全を確認した原発から再稼働させていくと言います。電力会社は、原子力規制委員会が新規規制基準に適合していると判断したら安全だと言うのですが、原子力規制委員会は、規制基準に適合しているかどうかを審査するだけで、安全性を審査するのではないと言います。結局、自分の責任で安全だと言う者が誰もいないのです。責任をとる者が誰もいないのです。そのような状況で原発を再稼働させていいはずはありません。

今月13日に、原子力規制委員会が高速増殖炉「もんじゅ」について、運営主体の交代か、廃炉を含む抜本的見直しを文部科学大臣に勧告しました。「もんじゅ」は20年以上前のナトリウム漏れ事故以降、動いていません。運営主体の日本原子力研究開発機構では保安全管理も無理だということですし、廃炉せざるを得ないと思います。使用済み核燃料の再処理工場も見通しが立ちません。青森県六ヶ所村の再処理工場について、今月16日に通算23回目の完工時期の延期が明らかになりました。「もんじゅ」もだめ、再処理工場もだめということです。従って、国が想定している核燃料サイクルは、既に破綻していると言えます。溜まっている大量の使用済み燃料の最終処分もできないのです。原発を再稼働すれば、更に多くの使用済み燃料が発生します。これらの使用済み燃料を10万年後まで安全に保管する方法はないのです。私たちの世代には、将来の世代に、更なる負担を強いる権利はないはず

です。

浜岡3、4号機は、原発史上最悪の事故を起こした福島第一原発と同じ古い沸騰水型の原子炉ですから、福島原発の事故原因が究明されるまでは、少なくとも同類型の原発の再稼働は認められるべきではないと考えます。

浜岡原発の再稼働を認めないために、私たちは、今後も、粘り強く活動を進めていきます。多くの方々の応援と協力をお願いいたします。

弁護士 鈴木 敏 弘